

横浜市重度障害者(児)日常生活用具継続品目支給決定事務取扱要領

制 定 平成 21 年 3 月 30 日健障福第 2741 号（局長決裁）

最近改正 令和 8 年 9 月 1 日健障自第 1098 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要領は、横浜市重度障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 3 条に基づき、要綱第 3 条に継続品目として定める気管孔用プロテクター、人工喉頭（埋込型用人工鼻）、ストーマ用装具、紙おむつ及び収尿器の給付事務に関して、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（給付対象種目及び給付期間）

第 2 条 継続品目の給付は、月単位とし、継続的に給付することができるものとする。また、給付期間は最大 12 か月とし、年度を半期に分け、10 月から翌年 3 月までを上半期、翌年 4 月から翌年 9 月までを下半期という。なお、年度は 10 月から翌年 9 月までを一年度とする。

2 ストーマ用装具、紙おむつの給付対象となる種目は別表 1 に定める。

3 第 1 項に定める上半期及び下半期は、継続品目の受領及び請求に係る事務の管理単位とする。

（申請及び給付決定）

第 3 条 給付対象者は、1 回の申請につき申請日の属する月（以下「申請月」という。）から当該年度の下半期の終了月までを申請できるものとする。ただし、9 月に申請する場合は、申請月から翌年度の下半期の終了月までを申請できるものとする。

2 区長は、前項の申請に基づき、障害者(児)日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）の支給決定を行う。給付券は、1 枚につき最大四半期分とする。

3 継続品目の申請及び給付決定は、申請月より前に遡って行うことはできない。

（継続品目の受領）

第 4 条 継続品目の受領は、要綱第 7 条に基づき行う。

2 継続品目の受領について、要綱第 5 条第 4 項の給付決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）及び給付券の送付を受けた事業者（以下「事業者」という。）の間で取決めがあるときは、分割して受領できるものとする。

3 前項の規定に基づき分割で受領する場合、商品を受領したことを証した給付券は原則最後の受領時に引き換えるものとする。

4 事業者は、給付決定者が前項の規定により、分割で受領している場合に、給付決定者の死亡や必要量の変更等により、支給決定量より納品量が下回ったときは、その実際に要した量に基づいて利用者負担額を徴収し、また、公費負担額を請求するものとする。

（継続品目の請求）

第 5 条 継続品目の請求は、原則として上半期及び下半期の半期ごとに行うものとする。

2 事業者は、継続品目の請求にあたっては、給付券に加え納品額が確認できる書類を添付し、公費負担額を請求するものとする。

第6条 この要領に定めるもののほか、継続品目の給付に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条については、令和 4 年 4 月以降の給付決定期間のものから適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条については、令和 4 年 10 月以降の給付期間のものから適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項については、令和 8 年 10 月以降の給付期間のものから適用する。

別表1

ストーマ用装具・紙おむつ給付対象種目一覧

品目	種目名	種目対象品
ストーマ用装具	消化器系	ワンピース装具・フランジ・パウチ
	尿路系	ワンピース装具・フランジ・パウチ
	蓄尿バッグ	レッグバッグ ナイトドレナージバッグ
	補正剤	補正用皮膚保護剤 凸面リング(コンベックスインサート等)
	皮膚保護剤	ペースト・パテ・パウダー・ウエハー スキンバリア
	消臭剤	消臭パウダー・消臭フィルム 消臭液・消臭シート
	潤滑剤	潤滑剤
	凝固剤	凝固剤
	剥離剤	リムーバー
	洗浄剤	洗浄剤
	ガス抜き用具	ガス抜きフィルター
	穴あけ用器具	専用ハサミ 専用カッター
	固定具	サージカルテープ 固定用ベルト・ストーマベルト・腹帯
	接続管	ウロ接続管・コネクター・接続用チューブ
	閉鎖具	ストーマ用装具用クリップ・ストッパー
	ストーマカバー	パウチカバー、ウロバックカバー
	洗腸用具	洗腸セット 洗腸袋 洗腸袋用クリップ 洗腸用ストッパー(洗浄液注入に用いるもの) 洗腸用フェースプレート 洗腸用チューブ 洗浄液バッグ
	入浴等補助具	ミニパウチ ストマキャップ ミニパッド
紙おむつ	紙おむつ	テープタイプ パンツタイプ フラットタイプ 尿取パット アナルプラグ
	洗腸用具(注1)	洗腸セット 洗腸袋 洗腸袋用クリップ 洗腸用ストッパー(洗浄液注入に用いるもの) 洗腸用フェースプレート 洗腸用チューブ 洗浄液バッグ

(注1) 紙おむつの給付要件に該当する方のうち、直腸機能障害を有する方に限ります。